

堺市公報 第309号	令和6年4月19日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市金岡公園体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	3
○堺市立美原体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	10
○堺市立美原総合スポーツセンターの開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	17
○堺市原池公園等の利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	22
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	30
○令和6年度第1回堺市都市計画公聴会の開催について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	40
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	43
○堺市大仙公園日本庭園の利用料金並びに開園時間及び休園日について 【建設局公園緑地部大仙公園事務所】	43
<b>&lt;消防局公告&gt;</b>	

○指定催しの指定について  
【消防局予防部予防査察課】…………… 45

<人事委員会規則>

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
【人事委員会事務局】…………… 45

告 示

堺市告示第165号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

堺市長 永藤英機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市中区学園町804番1の一部（次の図のとおり）  
（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

堺市告示第166号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年

堺市告示第205号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市堺区石津北町64番の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

公 告

堺市公告第282号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市金岡公園体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

第1 金岡公園体育館等 開館（場）時間、休館（場）日について

名称	開館時間	休館日
金岡公園体育館	午前8時45分から午後9時15分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月29日から翌年の1月3日までの日（1月4日午後より開館）</li> <li>・月に1回程度点検等のため休日</li> </ul>

名称	開場時間	休場日
金岡公園陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時から午後5時まで</li> <li>・〔4月から11月まで及び3月〕〔月・水・金〕午前9時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時まで ただし、午後5時30分からは共用利用のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月29日から翌年の1月3日までの日（1月4日午後より開館）</li> <li>・月に1回程度点検等のため休日</li> </ul>
金岡公園野球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔10月から翌年の3月まで〕午前7時から午後5時まで</li> <li>〔4月から9月まで〕午前7時から午後7時まで</li> </ul>	12月29日から翌年の1月3日までの日（1月4日午後1時より開場）
金岡公園テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前8時から午後9時まで</li> <li>・〔5月から9月まで〕〔土・日・祝日〕午前7時から午後9時まで</li> </ul>	12月30日から翌年の1月3日までの日（1月4日午後1時より開場）

第2 金岡公園体育館等 利用料金について

1-1 体育館専用(団体)基本料金(令和6年4月1日以後)

金岡公園体育館

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:30 ~21:00	9:00 ~15:00	9:00 ~17:00	13:00 ~17:00	13:00 ~21:00	15:00 ~21:00	9:00 ~21:00	
大 体 育 室	全 面	平 日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
		生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150	
	休 日 等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	
		生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	
	2 / 3 面	平 日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
		生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
	休 日 等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	
		生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
	1 / 2 面	平 日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
		生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150	
	休 日 等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	
		生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	
1 / 3 面	平 日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
	生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800		
休 日 等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320		
	生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160		
小 体 育 室	全 面	平 日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休 日 等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
	1 / 2 面	平 日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
休 日 等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220		
	生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020		
ソ ン グ レ ー ニ 室	平 日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休 日 等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合  
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校在学する者又は同法第134条に規定する各種学校在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用(個人)利用料金(令和6年4月1日以後) (単位:円)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園体育館	1人1種目1回	220	110

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上の者、障がい者及びその介助者1名は半額とする(ただし、トレーニング室は除く。)
- \* 「障がい者」料金を適用される範囲は、以下のとおり
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- (6) 特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

1-3 体育館附属設備等利用料金(令和6年4月1日以後)

(単位:円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	500	レクリエーション器具	1式 1回	2,030
バレーボール器具	1式 1回	300	得点板	1台 1回	100
バドミントン器具	1組 1回	100	審判台(バレーボール用)	1台 1回	200
インディアカ器具	1式 1回	100	審判台	1台 1回	100
ソフトバレーボール器具	1式 1回	100	移動ステージ	1台 1回	1,010
ハンドボール器具	1式 1回	500	演台	1台 1回	500
フットサル器具	1式 1回	500	バレーボール用線審旗	1組 1回	50
卓球器具 卓球台	1台 1回	100	体操競技用用具	1式 1回	6,110
ソフトテニス器具	1式 1回	300	ウレタンマット(厚)	1枚 1回	500
卓球用フェンス防球ネット	1枚 1回	30	マット(長)	1枚 1回	100
卓球用得点板	1台 1回	50	レスリングマット	1式 1回	1,520
マイク(マイクrohホン、ワイヤレスマイク)	1本 1回	500	長机	1脚 1回	50
音響テープレコーダー	1台 1回	500	記録用机椅子	1組 1回	50
放送設備	1式 1日	3,050	補助椅子	1脚 1回	20
液晶式得点表示板	1組 1回	1,520	フロアシート	1枚 1回	50
タイムアウト要求器	1台 1回	500	トランポリン(練習用)	1台 1回	500
ファウル表示器	1式 1回	500	移動観覧席	1式 1日	0
バスケットショットタイマー	1組 1回	500	バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	500
スポーツタイマー	1台 1回	500	コインロッカー	1か所	50
ストップウォッチ	1個 1回	100			

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-4 体育館附属設備等利用料金(セットで使用する場合)(令和6年4月1日以後)

(単位:円)

種類	単位	利用料金	内容	
バスケットボール器具	練習用	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式 1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式 1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式 1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式 1回	300	ボール・ネット4組
	試合用	1式 1回	1,010	ボール・ネット4組、審判台4台、得点板4台、線審用椅子8台
卓球器具	練習用	1式 1回	500	卓球台・ネット9組、スクリーン20枚
	試合用	1式 1回	1,010	卓球台・ネット9組、得点板9台、スクリーン30枚
軟式庭球器具	1式 1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台	
硬式庭球器具	1式 1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台	
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台	

備考 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2-1 陸上競技場専用(団体)基本料金(令和6年4月1日以後) (単位:円)

種別	利用区分		利用料金			
			午前	午後	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	
金岡公園陸上競技場	全面	平日	一般	15,100	20,400	35,500
			生徒等	7,550	10,200	17,750
		休日等	一般	18,120	24,480	42,600
			生徒等	9,060	12,240	21,300
	トラック	平日	一般	5,100	7,200	12,300
			生徒等	2,550	3,600	6,150
		休日等	一般	6,120	8,640	14,760
			生徒等	3,060	4,320	7,380

備考

- (1) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (2) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号及び第2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「全日」とは午前9時から午後5時までとする。
- (6) 午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用の場合は、午後の区分の利用料金の半額を徴収する。

2-2 陸上競技場共用(個人)利用料金(令和6年4月1日以後) (単位:円)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園陸上競技場	1人1種目1回	220	110

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
  - (2) 60歳以上の者、障がい者及びその介助者1名は半額とする。
- \*「障がい者」料金を適用される範囲は以下のとおり
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - (6) 特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

2-3 陸上競技場附属設備等利用料金（令和6年4月1日以後）（単位：円）

競技用具名	単位	単位	利用料金
サッカー用具	一般用	1式 1日	1,010
	少年用	1式 1日	610
ラグビー用具	1式	1日	1,010
アメリカンフットボール用具	1式	1日	1,010
陸上競技会用具	1式	1日	20,370
ストップウォッチ	1個	1日	100
スターター台	1組	1日	100
スターター用拡声装置	1式	1日	2,030
スターティングブロック	1台	1日	100
周回表示器	1台	1日	100
ハードル	1台	1日	100
3000m障害物	1式	1日	1,420
コースナンバー標識	1組	1日	810
走高跳用スタンド	1組	1日	100
走高跳用高度計	1組	1日	100
棒高跳用スタンド	1組	1日	100
棒高跳用高度計	1組	1日	100
走高跳用マット	1組	1日	1,010
棒高跳用マット	1組	1日	1,420
バー	1本	1日	200
バーあげ器	1組	1日	40
走幅跳、三段跳用距離標識	1組	1日	100
走幅跳、三段跳用距離測定器	1組	1日	300
フィールド成績表示器	1台	1日	100
踏切板標識	1組	1日	100
投てき用角度表示器(リボンロッドを含む。)	1組	1日	200
フィールド用制限時間告知器	1台	1日	400
フィールド、走幅跳、三段跳順位表示器	1台	1日	100
投てき距離標識	1式	1日	500
槍、砲丸、ハンマー、円盤各置台	1台	1日	100
砲丸	1個	1日	100
円盤	1個	1日	100
槍	1本	1日	300
ハンマー	1個	1日	100
気象計	1台	1日	200
出發合図用黒板	1枚	1日	100
記録標識	1台	1日	100
ベスト8表示器	1台	1日	100
バトン	1本	1日	40
ピストル	1丁	1日	100
風向風速計	1台	1日	300
黒板	1台	1日	100
風力速報表示器	1台	1日	100
抽籤器	1台	1日	100
決勝柱	1組	1日	100
役員用胸章	1式	1日	1,420
フィールド位置表示器	1台	1日	40
雨天記録装置覆い	1式	1日	810
ビーチパラソル	1本	1日	100
テント	1張	1日	200
各種旗	1本	1日	40
役員席用長机	1脚	1日	100
役員席用椅子	1脚	1日	40
記録用小机	1脚	1日	80
記録用椅子	1脚	1日	40
選手用長椅子	1脚	1日	100
はかり	1台	1日	100
バッグ	1式	1日	100
監察員用腰掛	1脚	1日	40
放送設備	1式	1日	3,050
リボンロッド(30m、50m、100m)	1本	1日	100
タイマーシステム	1組	1日	300
スーパーストップウォッチ	1組	1日	810
マイク	1本	1日	1,010
写真判定装置	1式	1日	18,330

備考

- (1) 役員席用長机5脚まで、役員席用椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1日」とは、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記以外の附属設備等利用料金については、指定管理者が別に定める。



3 野球場利用料金（令和6年4月1日以後）

（単位：円）

種別	区分	利用料金						
		午前9時 まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	
金岡公園野球場	1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4-1 テニスコート利用料金（令和6年4月1日以後）

（単位：円）

種別	区分	利用料金								
		午前7時 から午前 8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	
金岡公園テ ニスコート	1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	300	610	610	610	610	610	610

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4-2 テニスコート附属設備等利用料金

（単位：円）

種類	単位	利用料金
照明設備	1時間	150

5 その他使用料

金岡公園体育館 陸上競技場等

（単位：円）

種 別	単 位	金 額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	80
広告宣伝又は放送の目的とする使用		320
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	6,480
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	20
その他の使用		20



## 堺市公告第283号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第2項及び第22条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市美原B&G海洋センター条例第21条第3項（同条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永藤英機

第1 美原体育館等の開館（開場）時間及び休館（休場）日

1 休館（休場・休所）日

施設名	休館（休場・休所）日
美原B&G海洋センター第1プールを除く全施設	12月30日から翌年1月4日まで
美原B&G海洋センター第1プール	9月1日から翌年6月30日まで

上記以外に定期整備・点検等のための休館日

施設名	休館日
美原体育館	毎月第2火曜日（ただし、祝日と重なる場合は開館し、その月の第4火曜日を休館日とする。）
美原B&G海洋センター体育館	毎月第3火曜日（ただし、祝日と重なる場合は開館し、その月の第4火曜日を休館日とする。）

2 開館（開場・開所）時間

施設名	開館（開場・開所）時間
美原体育館	9時から21時まで
美原B&G海洋センター体育館	ただし、12月29日は17時まで
美原B&G海洋センター第1プール	9時から21時まで
美原B&G海洋センター・艇庫	9時から17時まで
多治井運動場、みの池野球場	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野野球場	9時から17時まで
多治井テニスコート、みの池テニスコート	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野テニスコート	9時から17時まで
多治井自由広場、みの池自由広場	4月と9月は、8時から18時まで 5月から8月までは、8時から19時まで 10月から3月までは、8時から17時まで
さつき野自由広場	9時から17時まで

第2 利用料金

1 堺市立美原体育館利用料金

1-1 美原体育館専用(団体)基本料金

(単位：円)

区 分		午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日		
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00		
第1体育室	全面	平日	一般	6,100	4,900	4,900	11,000	11,000	15,900	9,800	20,800	15,900	26,900
		高齢者 生徒等	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450	
	休日等	一般	7,320	5,880	5,880	13,200	13,200	19,080	11,760	24,960	19,080	32,280	
		高齢者 生徒等	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140	
	1/ 2面	平日	一般	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450
		高齢者 生徒等	1,525	1,225	1,225	2,750	2,750	3,975	2,450	5,200	3,975	6,725	
休日等	一般	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140		
高齢者 生徒等	1,830	1,470	1,470	3,300	3,300	4,770	2,940	6,240	4,770	8,070			
第2体育室	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
卓球場	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
トレーニング室	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
会議室	平日	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050		
	休日等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660		

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。
- (5) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合  
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校在学する者又は第134条に規定する各種学校在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (6) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の利用にあつては、当該利用施設の平日の利用区分において対応する時間帯における利用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (7) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (8) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。

(9) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

1-2 美原体育館共用(個人)利用料金

(単位:円)

区分	利用料金	
	一般	高齢者・生徒等
1人1種目1回	220	110

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、65歳以上の者が利用する場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用する場合に適用する。
- (3) この表において「1回」とは、次のとおりとする。
  - ア 第1体育室及び第2体育室においては、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
  - イ 卓球場においては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで、午後7時から午後9時までのそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
  - ウ トレーニング室においては、午前9時から午後9時までの利用基本回数をいう。
- (4) 利用者が障害者手帳を有する者(※)である場合の利用料は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- ・特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

1-3 美原体育館附属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
バスケットボール器具	1式	1回	0	バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	110
バレーボール器具	1式	1回	0	トランポリン(練習用)	1台	1回	1,030
バドミントン器具	1式	1回	0	トランポリン(競技用)	1台	1回	1,560
卓球器具	1式	1回	0	トランポリン補助マット	1式	1回	0
ソフトテニス器具	1式	1回	0	得点板	1台	1回	110
硬式テニス器具	1式	1回	0	審判台(バレーボール用)	1台	1回	110
卓球用フェンス	1枚	1回	30	審判台	1台	1回	110
卓球用得点板	1台	1回	50	バレーボール用線審旗	1組	1回	0
音響	1式	1回	0	ウレタンマット(厚)	1枚	1回	0
マイク	1本	1回	510	ウレタンマット(薄)	1枚	1回	0
ファウル表示器	1式	1回	110	マット(長)	1枚	1回	110
スポーツタイマー	1台	1回	510	マット(短)	1枚	1回	50
ストップウォッチ	1個	1回	0	長机	1脚	1回	50
フロアーシート	1枚	1回	50	補助椅子	1脚	1回	20
移動柔道畳	1枚	1日	10	レクリエーション器具	1式	1回	0
コインロッカー	1か所		0				

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時までの利用についても、それぞれ「1回」とする。

2 堺市美原B&G海洋センター体育館利用料金  
2-1 海洋センター体育館専用利用料金

(単位:円)

区 分			午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:30 ~21:00	9:00 ~15:00	9:00 ~17:00	13:00 ~17:00	13:00 ~21:00	15:00 ~21:00	9:00 ~21:00	
体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			高齢者 生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			高齢者 生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
			高齢者 生徒等	775	600	600	1,375	1,375	1,975	1,200	2,575	1,975	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
			高齢者 生徒等	930	720	720	1,650	1,650	2,370	1,440	3,090	2,370	4,020
会議室	平日		600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等		720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
  - (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該利用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
  - (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
  - (4) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。
  - (5) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合  
 イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
  - (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
  - (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
  - (8) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者（※）である場合は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。
- ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

2-2 海洋センター附属設備利用料金

(単位:円)

種 類	単 位	利用料金	種 類	単 位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	0	得点板	1台 1回	110
バレーボール器具	1式 1回	0	審判台	1台 1回	110
バドミントン器具	1式 1回	0	バレーボール用線審旗	1組 1回	0
卓球器具	1式 1回	0	ウレタンマット（厚）	1枚 1回	510
トランポリン（練習用）	1台 1回	1,030	マット（長）	1枚 1回	0
卓球用フェンス	1枚 1回	0	長机	1脚 1回	0
卓球用得点板	1台 1回	0	補助椅子	1脚 1回	0
マイク	1本 1回	0	フロアシート	1枚 1回	0
コインロッカー	1か所	50			

備考 この表において「1回」とは、海洋センター体育館の利用時間の区分にかかわらず、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。

3 運動広場利用料金

3-1 野球場・運動場利用料金

(単位：円)

区分			利用料金						
			8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
多治井 運動場	1面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030	1,015	2,030
		高齢者 生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010
みの池 野球場 (2面)	1面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030	1,015	2,030
		高齢者 生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010
	両面	一般	2,030	4,060	4,060	4,060	4,060	2,030	4,060
		高齢者 生徒等	1,010	2,020	2,020	2,020	2,020	1,010	2,020
さつき野 野球場	1面	一般		2,030	2,030	2,030	2,030		
		高齢者 生徒等		1,010	1,010	1,010	1,010		

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する(次項の表において同じ。)
  - (2) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合  
 イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
  - (3) 利用料の17:00～18:00の利用料区分については4月及び9月における利用に限り適用する(次項の表において同じ。)
  - (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該利用料の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する(次項の表において同じ。)
  - (5) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。(次項の表において同じ。)
- ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

3-2 テニスコート利用料金

(単位：円)

区分			利用料金						
			8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
多治井 テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
		高齢者 生徒等	305	610	610	610	610	305	610
みの池 テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
		高齢者 生徒等	305	610	610	610	610	305	610
さつき野 テニスコート	1面	一般		1,220	1,220	1,220	1,220		
		高齢者 生徒等		610	610	610	610		



堺市公告第284号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永藤英機

第1 開館（場）時間

- 1 屋内施設  
午前9時から午後11時まで（土曜日、日曜日及び祝日は、午後9時まで）
- 2 屋外施設  
午前8時から午後11時まで（土曜日、日曜日及び祝日は、午後9時まで）
- 3 駐車場  
午前7時30分から午後11時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日は、午後9時30分まで）

第2 休館（場）日

- 1 屋内施設…木曜日及び12月29日から翌年1月4日までの日  
※ただし、プールについては、一部の木曜日を館の都合により開館する場合がある。
- 2 屋外施設及び駐車場…12月29日から翌年1月4日までの日

第3 利用料金

1-1 屋内施設共用（個人）利用料金（都度利用） （単位：円）

区分		利用料金（税込）				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール （プログラムレッスンを除く。）	1人 1回	610	400	300	300	300
トレーニング室 （プログラムレッスンを除く。）		1,020	610	510	—	510
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン		2,150	1,430	1,080	—	1,080

備考

(1) この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする。  
以下の表において同じ。

- ア 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
- イ 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- ウ 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- エ 「障がい者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(2) この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

1-2 屋内施設共用（個人）利用料金（月額利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）		備考	
		市内在住者	市外在住者		
プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1人1月	6,300	7,300	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能	
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1月	一般（レギュラー）	7,200	8,700	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般（U25割）	5,100	6,100	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般（デイ）	6,100	7,300	月～金曜日（休館日を除く。）の開館から午後5時まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		一般（ナイト）	5,100	6,100	月～金曜日（休館日を除く。）の午後8時から閉館まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		高齢者（シニア）	5,100	6,100	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		障がい者	3,600	4,350	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能

備考

- (1) この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。
- (2) この表において「市内在住者」の区分は、堺市在住、在勤又は在学の者に適用し、「市外在住者」の区分は、「市内在住者」以外の者に適用する。

1-3 屋内施設専用（団体）利用料金

（単位：円）

区分		利用料金（税込）			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオA	1室 1時間	510	300	250	250
スタジオB	1室 1時間	300	200	150	150

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) この表において「障がい者」とは、利用する団体の構成員の過半数が次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - カ 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

2-1 屋外施設専用(団体)利用料金

(単位:円)

区分			利用料金(税込)							
			8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 19:00	19:00 ~ 21:00	21:00 ~ 23:00
テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	305	610	610	610	610	610	610	610
多目的グラウンド	全面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2-2 附属設備の利用料金

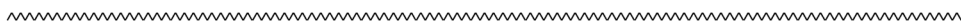
(単位:円)

区分	単位	利用料金(税込)
照明設備	テニスコート	1面・1時間 150
	多目的グラウンド	全面・1時間 3,050

3 駐車場の利用料金

(単位:円)

施設	車両の種類	単位	利用時間	利用料金(税込)
駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	1台・1回 (1日当たり)	3時間まで	0
			3時間を超え 4時間まで	400
			4時間を超え 5時間まで	500
			5時間を超え 閉場まで	600



堺市公告第285号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原池公園等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 堺市原池公園体育館 利用料金

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分		午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
中アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
小アリーナ	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
多目的室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
研修室	全面	平日	1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900	
		休日等	1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880	
	1/2面	平日	500	400	400	1,150	900	1,300	800	1,950	1,550	2,450	
		休日等	600	480	480	1,380	1,080	1,560	960	2,340	1,860	2,940	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間（5月15日～10月15日、12月1日～3月20日）は、当該使用区分に係る金額の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金

（単位：円）

共用使用 （※トレーニング室を除く。）	1人1種1回 一般220円 生徒・障害者・60歳以上 110円
------------------------	---------------------------------

備考

- (1) この表において「生徒」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者が利用する場合の介護者については原則1名まで無料とする。
- (4) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者に適用する。  
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 トレーニング室利用料金

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,600
全日定期利用（満60歳以上の者及び障害者）	1人1月	月額 4,100
平日定期利用	1人1月	月額 4,100
一時利用	1人1回	1,020
一時利用（障害者）	1人1回	510

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (4) 障害者が利用する場合の介護者については、原則1名まで無料とする。



(5) この表及び備考において「障害者」とは、次のいずれかに該当する方に適用する。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 1-4 体育館付属設備利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金
バスケットボール器具	1式	1回	500
バレーボール器具	1式	1回	300
バドミントン器具	1式	1回	100
ハンドボール器具	1式	1回	500
卓球器具	1式	1回	100
ソフトテニス器具	1式	1回	300
硬式テニス器具	1式	1回	500
マイク	1本	1回	500
音響	1式	1回	500
放送設備	1式	1日	3,050
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
フロアシート	1枚	1回	50
コインロッカー	1か所		50
ウレタンマット（厚）	1枚	1回	500
アーチェリー器具	1式	1回	1,010
レクリエーション器具	1式	1回	2,030
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	500
フットサル器具	1式	1回	500
インディアカ器具	1式	1回	100
ソフトバレーボール器具	1式	1回	100
バレーボール用審判台	1台	1回	200
バレーボール用線審旗	1組	1回	50
バレーボールタイムアウト要求器	1台	1回	500
バスケットショットタイマー	1組	1回	500
ストップウォッチ	1個	1回	100
スポーツタイマー	1台	1回	500
液晶式得点表示板（3連式）	1組	1回	1,520
ファウル表示器	1式	1回	500
多目的審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
卓球用得点板	1台	1回	50
卓球フェンス	1枚	1回	30
マット（短）	1枚	1回	0
移動用畳	1枚	1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-5 体育館付属設備利用料金（セットで利用する場合）

（単位：円）

種類	単位			利用料金	内容
バスケット器具	練習用	1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式	1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式	1回	100	ボール・ネット1組
	試合用	1式	1回	200	ボール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式	1回	100	卓球台、ネット1組、防球ネット4枚
	試合用	1式	1回	200	卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台
ソフトテニス器具	1式	1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台	
硬式テニス器具	1式	1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台	
ハンドボール器具	1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台	

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2 陶器スポーツ広場

2-1 陶器テニスコート利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

（単位：円）

種別	区分	8:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00	
		陶器テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	305	610	610	610	610	305	610

2-2 陶器テニスコート共用（個人）利用料金

（単位：円）

共用使用	1人2時間	利用料金
		110

2-3 野球場利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

（単位：円）

種別	区分	8:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00	
		陶器野球場	1面	一般	1,010	2,020	2,020	2,020	2,020
		生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010

備考

- (1) 「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 利用料金の17:00～18:00の使用区分は4月及び9月における利用に限り適用する。
- (3) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 原池公園スケートボードパーク利用料金

3-1 スケートボードパーク専用（団体）利用料金

（単位：円）

種別	利用料金	～3時間	3時間～6時間	6時間～
原池公園スケートボードパーク			12,300	24,600

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあつては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のもに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3-2 スケートボードパーク共用（個人）利用料金

（単位：円）

種別	区分	利用料金	
		原池公園スケートボードパーク	1人1回
		小人	310
		入場のみ	200

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (2) この表において「小人」とは、5歳以上の小学校就学前の子ども並びに小学生及び中学生をいう。

4 原池公園野球場利用料金

4-1 野球場専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金						
		9:00 ~11:00	11:00 ~13:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:00 ~19:00	19:00 ~21:00	
グラウンド	1面	一般	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
		生徒等	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
屋内練習場	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
屋内ブルペン	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
	1/2室	700	700	700	700	700	700	
会議室	1室	800	800	800	800	800	800	
更衣室	1室	200	200	200	200	200	200	

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。ただし、屋内練習場、屋内ブルペン、会議室及び更衣室は、この限りでない。
- (3) この表において「生徒等」の区分は次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号又は第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第4号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

4-2 野球場付属設備等利用料金

(単位:円)

種類	単位	利用料	補足
放送設備	1式	1時間	950
スコアボード	1式	1時間	1,300
照明	1式	1時間 全点灯	9,100
		1時間 6割点灯	5,450
ピッチングマシン	1式	1時間	250
貸ロッカー	1か所	1日	500

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、基本料金に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において、「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までとする。

5 その他利用料金 (単位：円)

種 別	単 位	金 額
露店営業その他これに類する目的での使用 (キッチンカー、屋台等)	使用面積1平方メートルにつき1日	100
広告宣伝又は放送の目的での使用 (フェンス等へのバナー掲示、ラジオ収録等)	使用面積1平方メートルにつき1日 (園地部分)	410
	使用面積1平方メートルにつき1日 (スポーツ施設部分)	0
業として撮影の目的での使用 (テレビロケ、写真撮影、婚礼写真等)	1回(2時間以内)につき	7,800
競技会、集会その他これらに類する目的での使用 (集会、テント等)	使用面積10平方メートルにつき1日	23
その他の使用		23



堺市公告第286号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年4月4日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
和泉市国分町10 19番地2	田口 賢一	西区山田4 丁	1485	田	585	堺市西区上314 番地	中尾 康司 中尾 裕子 中尾 よつ子	賃貸借による 権利	田として 利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	17,000	毎年末ま でに貸手 指定口座 に振込み
			1489	田	499								
堺市南区稲葉2 丁1737番地	寺山 久	南区稲葉3 丁	1568	田	578	堺市南区稲葉2 丁2994番地	仲井 正法	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
			1569	田	1,735								
			1570	田	819								
堺市南区稲葉2 丁1737番地	寺山 久	南区稲葉3 丁	1571	田	234	堺市南区稲葉2 丁3015番地1	中西 則一	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
			1590	田	2,271								
堺市西区山田1 丁1086番地4	山口 勝彦	西区太平 寺	300	田	314	河内長野市原町 3丁目11番9号	東田 和郎	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
			305	田	876								
堺市北区金岡町 2164番地1	芝尾 恭典	北区金岡 町	2518- 1	田	1,177	大阪市住吉区遠 里小野5丁目11 番5号	東野 治彦	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-



利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区金岡町2269番地4	加藤 巖	東区石原町1丁	76	田	859	堺市東区引野町3丁1番 初芝グリーンハイツ707号	木田 圭子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	北区野遠町	265 269-1	田	1,566 1,219	堺市北区野遠町565番地	菅根 翁樹	使用貸借による権利	田として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市美原区北余部565番地3	岩井 健太	美原区多治井	470	田	1,408 の内 800	堺市美原区多治井513番地	奥田 修	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年6月1日	令和11年5月31日	-	-
堺市東区文六217番地1	藤岡 慎吾	美原区阿弥	225	田	1,540	堺市美原区阿弥138番地	喜田 宗宏	使用貸借による権利	田として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市中区深阪6丁16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	275	田	965	堺市西区太平寺536番地	木寺 清子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市南区富蔵237番地17	北尻 賢	南区豊田	673 675	田	545 1,563	堺市南区三木閉80番地1 和泉市上代町1136番地14	野澤 久代 西上 美里	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市美原区小寺 788番地	松川 敏弘	美原区大 饗	394	田	1,140	堺市美原区大饗 340番地	田村 義信	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市東区石原町 4丁207番地	以倉 啓次	東区石原 町3丁	97-2	田	459	堺市堺区南三 国ヶ丘町5丁5番 1号	以倉 吉隆	使用貸借によ る権利	畑とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
							石田 美智子						
堺市北区長曾根 町589番地	今野 正章	北区金岡 町	2707	田	581	堺市堺区南三 国ヶ丘町5丁5番1 号	以倉 吉隆	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
							友尾 茂						
堺市北区中村町 1148番地2	今野 正章	北区金岡 町	2711	田	2,350	堺市北区金岡町 2554番地	友尾 幸司	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
							山内 麻美						
堺市北区中村町 1148番地2	中西 真也	北区中村 町	1135	田	1,319	堺市北区中村町 303番地2	山内 麻美	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市南区檜尾37 62番地	西川 勝己	西区太平 寺	639-2	田	1,100	堺市西区太平寺 27番地	井上 新八郎	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
							古家 和子						
堺市中区八田南 之町126番地11	稲本 憲一	西区太平 寺	284	田	1,236	堺市西区太平寺 18番地2	木寺 寛	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	畑とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
							古家 和子						

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市西区山田1 丁1086番地4	山口 勝彦	西区菱木4 丁	2932	畑	1,014 の内 500	堺市中区堀上町 1115番地	中野 洋	使用貸借によ る権利	畑とし て利用	令和6年5月1日	令和11年7月31日	-	-
堺市西区津久野 町1丁7番40-6 03号	井ノ本 靖	中区深井 畑山町	59-2	畑	803	堺市中区深井畑 山町26番地1	高橋 順子	使用貸借によ る権利	畑とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
			59-3	畑	800								
和泉市国分町10 19番地2	田口 賢一	西区草部	561-1	畑	44	兵庫県姫路市北 夢前台1丁目29 番地	青木 一彦	使用貸借によ る権利	田とし て利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
			562-1	田	1,356								
			565-1	田	742								

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

## 堺市公告第287号

南部大阪都市計画道路の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和6年4月19日

堺市長 永藤英機

## 1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

## 2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月23日（木）午前10時00分から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 大会議室

## 3 公述申出書に関する事項

## (1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

## (2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

## (3) 提出期限

令和6年5月8日（水）（必着）

## 4 傍聴に関する事項

## (1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（南海電気鉄道南海本線附属街路）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し



出ること。(先着順)

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和6年5月8日(水) (必着)

(4) 傍聴者の定員

10人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター(堺市役所高層館3階)、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課(堺市役所高層館16階)

(2) 掲示期間

令和6年4月19日から同年5月8日まで

## 別紙 都市計画の原案の概要等

【案件 南海電気鉄道南海本線附属街路】

## ア 原案の名称

南部大阪都市計画道路の変更

## イ 原案の概要

## (1) 都市計画道路の変更

次のとおり、都市計画道路を変更する。

| 名 称                           | 変更、追加、廃止する<br>土地の区域                                          | 変更内容                                                                                               |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7・7・201-8<br>南海本線附属<br>街路西5号線 | (変更)<br>堺市西区浜寺諏訪森町西四丁地内<br>(追加)<br>堺市西区浜寺公園町一丁、<br>浜寺公園町二丁地内 | 終点<br>(変更前) 堺市浜寺諏訪森町西四丁<br>地内<br>(変更後) 堺市西区浜寺公園町二丁<br>地内<br><br>延長<br>(変更前) 約550m<br>(変更後) 約1,070m |
| 7・7・201-9<br>南海本線附属<br>街路西6号線 | (廃止)<br>堺市西区浜寺諏訪森町西四丁、<br>浜寺公園町一丁、<br>浜寺公園町二丁地内              | 全区間約470mを廃止する。                                                                                     |



## 堺市公告第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市美原区平尾145番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市阿保六丁目15-14

サンエイ産業株式会社

代表取締役 西田 英機

## 堺市公告第289号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の利用料金並びに開園時間及び休園日を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 利用料金

## (1) 入園料

| 区分   | 大人   | 小人(中学生を含む。) |
|------|------|-------------|
| 1人1回 | 200円 | 100円        |

## (2) 年間入園料

| 区分   | 大人     | 小人(中学生を含む。) |
|------|--------|-------------|
| 1人1年 | 1,000円 | 500円        |

## (3) 和室使用料

| 9:30~12:00 | 13:00~16:30 | 9:30~16:30 |
|------------|-------------|------------|
| 7,800円     | 10,400円     | 20,800円    |

## (4) その他使用料

|     |                         |                       |        |
|-----|-------------------------|-----------------------|--------|
| 使用料 | 露店営業その他これに類する目的とする使用    | 使用面積1平方メートルにつき<br>1日  | 90円    |
|     | 広告宣伝又は放送の目的とする使用        |                       | 350円   |
|     | 業として撮影の目的とする使用          | 1回(2時間以内)につき          | 7,700円 |
|     | 競技会、集会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき<br>1日 | 20円    |
|     | その他の使用                  |                       | 20円    |

## 2 開園時間及び休園日

## (1) 開園時間

9:00~17:00 (入園は、16:30まで)

イベント開催時 朝活 6:30~9:00

夜間特別開園 17:00~21:00 (入園は、20:30まで)

## (2) 休園日

月曜日 (月曜日が祝日の場合は、翌平日)

年末年始 12月29日から翌年の1月3日まで

春季及び秋季に除外日を設ける場合がある。

※休園日及び開園時間外に、和室又は庭園の使用を受け入れる場合がある。

## 消防局公告

堺市消防局公告第1号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月19日

堺市消防長 西尾 学

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 催しの名称 | 狭山池まつり2024                                            |
| 開催場所  | 狭山池公園、さやか公園及び狭山池博物館周辺                                 |
| 開催期間  | 令和6年4月27日（土）13時00分～20時00分<br>令和6年4月28日（日）9時00分～16時00分 |

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月19日

堺市人事委員会  
委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成18年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「議会事務局」を「議会局」に、「事務局」を「局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。